

回									
覧									

ごみの野外焼却(野焼き)は絶対やめましょう!!

㊦ごみの野外焼却は法律及び県条例で禁止されています㊦

【罰則】廃棄物を不法投棄した者及び違法に野外焼却した者（未遂行為も含む）
5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金（法人は3億円以下の罰金）又はその両方

なぜ、ごみを燃やしてはいけないの？

ごみを庭先などで燃やすことは、不十分な消火などによる火災の発生や、近所の方に煙や臭いで迷惑をかける原因になることがあります。さらに、燃焼温度が低いため、ダイオキシン類などの有害物質が発生します。



家庭用小型焼却炉やドラム缶、レンガ囲いを使用して
行う焼却、庭先や空き地での焼却は原則禁止!!

野外焼却禁止の例外



例外とされた場合であっても、むやみに燃やして良いわけではありません。その中に**廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革**を混ぜて焼却することはできません。落ち葉や剪定枝を焼却する場合も、煙などで周辺の方に迷惑をかけないように、焼却する量や時間帯にくれぐれも注意しましょう。苦情が寄せられた場合は、指導等の対象となることがあります。